

下記の項目に全て当てはまる場合、林業就業移住支援金の対象となる可能性があります。
移住先の市町村担当窓口へご相談ください。

【中津川市 市民部 地域づくり協働課、農林部 林政課 電話：0573-66-1111】

林業就業移住支援金の対象 チェックリスト

(支給対象者)

次に掲げる要件に該当しないこと。

県内の市町村に転入届をする直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域※以外の地域に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤をしていたこと。

※【東京圏（一都三県）の条件不利地域の市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

以下のいずれにも該当すること。

令和2年4月以降に岐阜県内へ転入したこと。（ただし、対象企業等への就業開始が令和2年4月の場合のみ、令和2年3月中の県内転入を認めます）

県内の市町村への転入後3か月以上1年以下の期間内に移住支援金の支給申請をしていること。

転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること。

⇒ **5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**

暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

就業先が、「森のジョブステーションぎふ」で求人登録されている林業事業体であること。

週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業等に就業し、支給申請時において当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

上記求人への応募日が、「森のジョブステーションぎふ」において求人が掲載された日以降であること。

当該企業等に、移住支給金の支給申請日から3年以上、継続して勤務する意思を有していること。

転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

◎支援金の申請は移住先の市町村に行ってください！

「林業就業移住支援金」の申請は、移住先の市町村（林務担当課）へ申請を行っていただくことになります。
申請に必要な書類等については、移住先の市町村から入手してください。
なお、「林業就業移住支援金」を受けられるには、移住先の市町村において当該支援金の予算措置されている必要があります。
予算措置されているかの確認は、上段の問合せ先まで気軽にご相談ください。

「森づくり」の担い手にしか
生み出すことのできない価値がある
～森のプロフェッショナル、森林技術者の役割～

林業の役割は、木を育てて、育てた木だけに留まりません。
木を育て、生物多様性を保全すること。
地味労働を防止すること、自然災害を防止することなど。
さらに、私生活において地域に貢献する取り組みも必要です。
森づくりの担い手である森林技術者によって、私たちの今と未来が支えられているのです。



森のジョブステーションぎふのポータルサイトでは、
林業の就業先や各種支援メニューの紹介、森のしごと
ストーリーなど、ぎふに暮らし林業で働くみなさんを
応援する情報が満載！是非、ご覧ください！！



岐阜県移住定住ポータルサイト「ふふふぎふ」では、
先輩移住者へのインタビューや、子育て、医療などの
暮らしに役立つ情報へのリンクを掲載しています。

